

## 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行について

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が行われ、令和8（2026）年1月1日から段階的（一部は公布日（令和7年5月14日））に施行されています。

個人事業者等の安全衛生対策の推進については、**労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者自身が講ずべき措置が定められています。**

～関連資料リンク～

- ◆ [労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて【リーフレット】](#)
- ◆ [労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について（令和8年3月30日付け基発 0330 第1号）](#)
- ◆ [労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）（令和8年5月26日付け基発 0526 第1号）](#)
- ◆ [労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）【厚生労働省HP】](#)

## 岩国商工会議所への協力要請について

以上を踏まえ、岩国労働基準監督署では、令和8年6月9日に岩国商工会議所に対し、個人事業者等の安全衛生対策の推進に関し、協力要請を行いました。



（左）岩国労働基準監督署 署長 佐治康弘 （右）岩国商工会議所 会頭 豊島貴子氏

～協力要請のポイント～

- （1）注文者等の配慮（R7. 5. 14 施行）
- （2）混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大（R8. 4. 1 施行）
- （3）業務上災害報告制度の創設（R9. 1. 1 施行）
- （4）個人事業者等自身への義務付け（R9. 4. 1 施行）
- （5）作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け（R9. 4. 1）

～この記事のお問い合わせ先～

岩国労働基準監督署 〒740-0027 岩国市中津町 2-15-10 TEL 0827-24-1133